東北地方整備局事業評価監視委員会
運営要領（案）

平成２２年　７月　７日
国土交通省　東北地方整備局

東北地方整備局事業評価監視委員会運営要領（案）

1．目　的

本運営要領は、東北地方整備局事業評価監視委員会規則（平成２２年４月５日付け、国東整企画第１号、国東整港計第１号）（以下、「規則」という。）の第４条に基づき、東北地方整備局事業評価監視委員会（以下、「委員会」という。）の審議の方法に関し必要な事項を定め、もって委員会の透明性・客観性及び円滑な会議運営に資するものである。

2．委員会の運営に関する事項

(1) 委員会は、次の場合に開催するものとし、委員長が招集する。

① 再評価を実施する事業の提出を受け、審議対象事業の対応方針（原案）に係る審議を行う場合。

② 事後評価を実施する事業の提出を受け、審議対象事業の対応方針（案）に係る審議を行う場合。

③ その他、委員長が必要と認めた場合。

(2) 会議の成立条件

会議は、原則として委員の過半数の出席をもって成立する。

(3) 会議の議事の決定方法

会議の議事は、出席した委員の過半数で決する。可否同数の場合は、委員長が決する。

(4) 外部からの意見の聴取

委員会は、必要に応じ、会議において外部から意見を聴取することができる。

① 意見を聴取する者は、各委員の意見を聴いて決定する。

② 意見を聴取する者は、会議における議決権を持たないものとする。

3．審議過程の透明性の確保に関する事項

(1) 資料の公表

委員会の議事要旨、議事録及び会議資料は、公表するものとする。

(2) 会議の公開

会議は、公開することを原則とし、特段の理由がある場合に委員長は当該会議を非公開とすることができる。

2　公開方法の詳細は、委員会が定める。

3　委員長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

4．その他委員会を運営する上で必要となる事項

(1)委員は、規則第２条の事務を処理する上で知り得た情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(2)委員は、規則第２条の事務に関しては、自己又は三親等内の親族の利害に関係ある議事には加わることができない。

(3)本運営要領に定めのない事項及び本運営要領の変更は、委員会の審議で決定する。

5．施行期日

本運営要領は、平成２２年　７月　７日から施行する。

なお、本運営要領の施行に伴い「東北地方整備局事業評価監視委員会運営要領（平成２２年４月５日）」は廃止する。

東北地方整備局事業評価監視委員会公開方法（案）

１．　一般公開とする。

２．　報道機関関係者について以下のとおりとする。

1）住所・氏名等を記入の上取材。

2）特に人数の制限を行わない。

3）報道機関関係者を対象として席を設ける。

4）写真・テレビの撮影は冒頭のみとする。

３．　一般傍聴者について以下のとおりとする。

1）会場の都合により傍聴者数を制限する場合がある。

2）住所・氏名等を記入の上傍聴。

3）傍聴規程を作成し、会場に掲示し協力を求める。

東北地方整備局事業評価監視委員会

（平成２２年７月７日）

東北地方整備局事業評価監視委員会一般傍聴規程（案）

会議を傍聴する者は次の事項を遵守するものとする。

１．　会議を傍聴する者は、あらかじめ事務局の用意する所定の書式に住所氏名等を登録をすること。なお、会場の都合により会議の傍聴者数を制限する場合がある。

２．　会議開催中は、静粛に傍聴し、拍手その他の方法などにより、言論に対して公然と可否を表明しないこと。

３．　会場において写真・ビデオカメラ等の撮影をしないこと。

４．　会場において、飲食または喫煙しないこと。

５．　その他、会場の秩序を乱し、会議の支障となるような行為をしないこと。

６．　傍聴人が本規程に違反するときは、委員長はこれを制止し、その命令に従わないときは傍聴人に退場を命ずることができる。

東北地方整備局事業評価監視委員会

（平成２２年７月７日）